

社会保障国民会議は、給付付き税額控除についての中間とりまとめの案を公表した。要点は「諸外国と比較して純負担率の改善が必要である中低所得の現役勤労者の負担軽減」、「所得に応じて手取りが増える設計」、「年収の壁などによる働き控えの緩和を通じた就労促進」などだが、具体的な給付額や給付対象者の範囲については「恒久財源の確保と合わせて検討」となっている。「つなぎ」としての消費税込減税（食料品実質ゼロ）が令和9年4月から始まり、2年後の令和11年秋ごろの本格導入とされている。

筆者たちは東京財団で「年収130万円以上250万円以下の年金を受給していない就業者（給与所得者・自営業者等）に定額で年20万円を給付、収入が250万円を超えると給付額が通減し300万円で給付が消失する」という給付付き税額控除案を提言した。試算では、対象者は約1,600万人、必要財源は2兆8,000億円程度かかる（<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4932>）。

恒久財源の確保は容易ではないが、「責任ある財政政策」をかける現政権の下で闊達な議論を期待したい。

ここで取り上げるのは、給付付き税額控除の実施に欠かせない正確な所得把握だ。とりまとめ案では非課税ライン以下の者にも定額の給付が行われる設計になっているが、その所得把握をするのは税務署か地方自治体か、大きな議論になりそうだ。給与所得者は給与支払報告書である程度対応できるが、ギグワーカーやフリーランスなどの個人事業者の正確な所得把握をどうするのか、議論しておく必要がある。

筆者は、「マイナポータルを活用した（収入）情報連携の拡大」と「法定調書制度の拡充」がカギを握ると考えている。

現在「書かない確定申告」「日本版記入済み

申告書」ということで、申告に必要な給与や年金収入、医療費の支払額などをマイナポータル経由で入手しe-Taxに自動的に取り込む仕組み（情報連携）が整備されている。まずはギグワーカーがプラットフォームから自らの収入情報を入手しe-Taxにつなげる対応を進めることが必要だ。マイナポータルは民間同士の情報連携も可能なので、当事者間で進めることができる。さらにフリーランスや副業の収入情報もマイナポータルの活用が望まれる。

合わせて法定調書の拡充も必要となる。現行制度で定められている報酬・料金の支払調書の対象となる役務提供の範囲（源泉徴収の範囲と同じ）を、広くフリーランス全体に広げていくことが検討課題だ。

その上で、給与所得者と比べて申告の手間・負担が異なる個人事業者に申告のインセンティブを与えることを真剣に検討すべきだ。平成30年度税制改正では、多様な働き方への対応として、給与所得控除を縮小し

その分を基礎控除に付け替えるという税制改革を行ったが、これを継続することが一つの解となる。

筆者は抜本的な対応として以下のことを提言してきた。資本や人を雇い事業をする伝統的自営業者と異なり、主として労務の提供を行うことで所得を得、実質的に給与所得者（会社員）と変わらない働き方をする者である「雇用的自営業者」に、給与所得控除の最低保障と同額の経費の概算控除を与えることである。彼らが申告すると経費は実額、ということが申告のハードルにならないようにという考えからである。このことについては、2018年7月号の本欄で「働き方改革にふさわしい税制」として書いているので参照いただければありがたい。給付付き税額控除は申告制度に大きな影響を及ぼす。

連載

第
233
回

給付付き税額控除と自営業者の申告利便

税制之理

東京財団
シニア政策
オフィサー
森信茂樹